## 第57号議案

蒲郡市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

蒲郡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年9月4日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

蒲郡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

# 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

#### 蒲郡市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年蒲郡市条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

 改正後
 改正前

 (趣旨)
 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項、同条第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員)

- 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、 次に掲げる職員とする。
  - (1) (略)
  - (2) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員 以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規 定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用 短時間勤務職員等」という。)を除く。次条において同じ。)

# (第1号部分休業の承認)

第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で 請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分 休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものと する。

2 <u>蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年蒲</u> <u>郡市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第14条 に規定する特別休暇(規則で定める場合における休暇に限

- 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、 次に掲げる職員とする。
  - (1) (略)
  - (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める 職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。) を除く。)

(部分休業の承認)

- 第22条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年蒲郡市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2 <u>勤務時間条例</u>第14条に規定する特別休暇(規則で定める場合における休暇に限る。)又は勤務時間条例第15条の2 第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に

- る。)又は勤務時間条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「非常勤職員介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該非常勤職員介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲 内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号 部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うも のとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それ 対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「非常勤職員介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該非常勤職員介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

ぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

- 第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年 の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)
- 第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則 で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に 掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
  - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
  - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務 時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別

の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶 者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に 予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をし なければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の 養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業(育 第23条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承 児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。次項に おいて同じ。)の承認を受けて勤務しない場合には、その勤 務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する 勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

#### (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休 業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更 をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につ き、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの 給与額を減額して支給する。

## (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年蒲郡市条例第38号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前	
(給与の減額)	(給与の減額)	
第16条 (略)	第16条 (略)	
2 職員が正規の勤務時間中に部分休業(当該職員がその小学	2 職員が正規の勤務時間中に部分休業(当該職員がその小学	
校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に	校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に	
関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定	関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定	
する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の <u>全部又は</u>	する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の <u>一部</u> (2	
<u>一部</u> (2時間を超えない範囲内 <u>又は1年につき市長が指定す</u>	時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことを	
<u>る時間を超えない範囲内</u> の時間に限る。)を勤務しないこと	いう。)又は勤務時間条例第16条に規定する介護休暇、介	
をいう。) 又は勤務時間条例第16条に規定する介護休暇、	護時間若しくは子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場	
介護時間若しくは子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない	合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間に	
場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間	つき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	
につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給す		
る。		

(蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年蒲郡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前

(給与の減額)

### 第16条 (略)

2 職員が正規の勤務時間中に部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は勤務時間条例第16条に規定する介護休暇、介護時間若しくは子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

## 第16条 (略)

2 職員が正規の勤務時間中に部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は勤務時間条例第16条に規定する介護休暇、介護時間若しくは子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年蒲郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(給与の減額)	(給与の減額)

### 第18条 (略)

2 職員が正規の勤務時間中に部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は勤務時間条例第16条に規定する介護休暇、介護時間若しくは子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

## 第18条 (略)

2 職員が正規の勤務時間中に部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は勤務時間条例第16条に規定する介護休暇、介護時間若しくは子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この 条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後 の蒲郡市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「3 8時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。